

●香川県告示第200号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

仲多度郡琴平町1241番地5

株式会社花壇 代表取締役 木下 紘一

(2) 事業場の所在地及び名称

仲多度郡琴平町1241番地5

琴平花壇

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	旅館業の用に供するちゅう房施設	
能	力	600食	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後3月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続6時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	300	450
	化学的酸素要求量 (mg/l)	220	320
	浮遊物質 (mg/l)	250	300
	窒素含有量 (mg/l)	30	50
	りん含有量 (mg/l)	5	7
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		10	13

種	類	旅館業の用に供する入浴施設	
能	力	①7.5m ³ 1基、②6m ³ 1基、③2m ³ 8基 ④3500 26基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後3月	
	使用開始予定年月日	完成後	

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続4時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	100	150
	化学的酸素要求量 (mg/l)	80	120
	浮遊物質 (mg/l)	70	140
	窒素含有量 (mg/l)	30	50
	りん含有量 (mg/l)	3	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(既設分も含む) 52	(既設分も含む) 58	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第 1 排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質 (mg/l)	50	60
	窒素含有量 (mg/l)	40	60
	りん含有量 (mg/l)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)	82	90	

他に排水口が2箇所(雨水専用)ある。

(備考) 今回施設の改修を行うことに伴い、新たに特定施設を設置し、一部既設特定施設を廃止する。施設収容人員の最大能力は変更ないため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。また、雨水専用排水口を1箇所設置する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年4月18日から同年5月9日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
琴平町住民サービス課